

就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023（案）

令和 4 年 12 月 日

就職氷河期世代支援の推進に関する
関係府省会議決定

平成のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代は、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている方、あるいは、無業の状態にある方など、様々な課題に直面してきた方々が多く含まれる。これは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべきものであり、我が国の将来に関わる重要な課題である。こうした認識のもと、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（以下「骨太方針 2022」という。）における就職氷河期世代支援の「第二ステージ」の方針に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加を集中的に支援していく施策・事業の具体的内容を本行動計画において定め、着実な実行に取り組んでいく。

I これまでの取組と経緯

- 政府としては、2019 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「就職氷河期世代支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）を取りまとめ、3 年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出した（別添 1 参照）。その後、同年 7 月には内閣官房に就職氷河期世代支援推進室を設置し、関係府省が連携して支援に取り組む体制を整備するとともに、同年 11 月には社会全体で就職氷河期世代支援に取り組む気運を醸成するため、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」（関係閣僚、当事者・支援団体、労使団体、地方の代表団体や有識者を構成員とする会議体（プラットフォーム）の全国版。以下「全国プラットフォーム」という。）を開催した。さらに、同年 12 月に支援プログラム等をより具体化した「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」を決定し、その実行に全力をあげてきた。
- こうした中、2020 年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職氷河期世代の方々を巡る雇用情勢は厳しい状況となった。政府の就職氷河期世代への支援策は就職氷河期世代の方々の正規雇用者数の増加に寄与した一方、正規雇用から失業に転じる方々なども生じる中、施策の効果が相

殺された側面もあると考えられ、正規雇用者数は伸び悩んだ。このため、骨太方針 2022 において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和 5 年度からの 2 年間の「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に取り組み、成果を積み上げる旨の方針を定めた（別添 2 参照）。本行動計画は、それに向けた施策の具体化を図るものである。

II 基本的考え方

- 本行動計画は「第一ステージ」から「第二ステージ」へと続く就職氷河期世代支援に関し、施策の具体的な内容を明らかにすると同時に施策の成果目標を定め、地方自治体や関係支援団体等、施策の推進に当たり、協力を求める関係者との認識の共有を図りつつ、今後の進捗状況を確認していくための基礎となるものである。「第一ステージ」と同様に「第二ステージ」においても、毎年、本行動計画の改定を行い、効果的・効率的な支援の実施に取り組んでいく。

- 本行動計画は、基本的に政府の取組を内容としているが、就職氷河期世代支援は、政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく、地方自治体や関係支援団体はもとより、労使双方の産業界の協力なくしては所期の目的を達することが困難である。また、就職氷河期世代は就業先での傷つき体験や生活困窮・親の要介護など複合的な課題を抱えていることもあるが、対象者ごとに縦割りとなっている制度の狭間に陥る等により、適切な支援が受けられないケースがある。したがって、政府以外の取組についても言及し、それぞれの立場からの協力を求めている。本行動計画によって示される施策の全容が関係者の理解を深める一助となること、さらには、全国及び地方のプラットフォームの場を通じて一層の理解の深化が進むことを期待する。

- この点について、今一度取組の原点に立ち返ると、支援プログラムでは、「現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30 万人増やすことを目指す」こととされている。
すなわち、就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。それぞれの方々の当面の目標は、在宅での作業などの様々な働き方を含めた就労や社会的つながりの回復を始めとする社会参加など多種多様であり、それらの方々が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、またその方の状況等の変化に柔軟に応じて寄り添いながら、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。その際には、これまで以上に、一人一人が置かれて

いる「いま」の状況、様々な悩みやニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。例えば、仕事に人が合わせるといった考え方ではなく、事業主が個人の特性に応じた働く場や仕事をつくり出して提供する、あるいは、長く働けなかった子どもとその親と一緒に働ける機会を提供する、オンラインで小規模なビジネスを行う機会を提供するなどといった考え方もある。

また、ひきこもりの状態にある方々の支援者の研修等においては、ひきこもり経験者に参画いただくなど、ひきこもり当事者・経験者や家族の視点や経験を取り込むことも重要である。

全国及び地方のプラットフォームの推進に当たっては、以上のような考え方を、関係者間で共有することが不可欠である。

- 骨太方針 2022 では、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間に加え、令和 5 年度からの 2 年間で「第二ステージ」と位置付け、集中的に取り組むこととされているが、他方で、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、就職氷河期世代への支援は、セーフティーネットによる支援や再就職・人材育成支援をはじめ、息長く取り組んでいくべき課題である。今後とも、全国及び地方のプラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、関係府省の連携をはじめとして、地方自治体や関係支援団体、当事者団体、さらには労使双方の産業界を含め、最前線で取り組む職員・相談員一人一人まで、思いを一つにして就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう継続的な取組を推進する。また、3 年間に 4,000 億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを 5 年間で 1 兆円に拡充する取組や、孤独・孤立対策との連携も図りながら、就職氷河期世代支援に取り組んでいく。
- いまある社会への参加のみならず、当事者の方々の声を反映した、彼ら自身が参加したいと思えるような、開かれた社会を創っていくことこそが、より本質的なゴールである。当事者の方々と連携した支援の取組推進等を通じて、当事者の方々の声を一層踏まえた支援を図り、このゴールに少しでも近づくことを目指す。
- 感染症に対応する中で、オンライン授業やテレワークが広がり、定着してきている。ひきこもり当事者や経験者が多様な学び方や働き方・社会参加を通じて、多様な能力を引き出す新たな可能性が広がっている。就職氷河期世代への支援業務においても、従来からの対面での相談対応業務やイベント等の事業に加え、オンラインを活用した取組を行ってきた。具体的には、オンライン機器を用いて行うハローワークの職業相談対応、オンラインによるマッチングイベントの開催、座学研修の提供、SNS やチャットボットを使用して行う就労支援等を実施しているところである。もっとも、就職氷河期世代の支援、とりわけひきこもり状態にある方の社会参加支援においては、対

面でのコミュニケーションの重要性が再認識されているところであり、支援を受ける就職氷河期世代の方々のニーズも踏まえつつ、対面とオンラインの双方による居場所づくりや相談対応を充実させることにより、多様な支援の選択肢を用意していく。あわせて、就職氷河期世代をめぐる雇用情勢が厳しいことを踏まえ、就職氷河期世代の専門窓口における求人開拓等の取組の強化など、個別の支援策の拡充を図っていく。

Ⅲ 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

① 就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの開催

- 就職氷河期世代支援について、関係閣僚、有識者、関係団体等が集まり、当事者のニーズや課題について認識の共有を図るとともに、施策の実施状況や今後の支援策等について意見交換を行い、官民が協働して就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運の一層の醸成を図るため、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても、「全国プラットフォーム」を毎年開催する。

まずは、「第一ステージ」における施策の実績や目標の進捗等のフォローアップを行い、3年間の成果の検証を行うとともに、その検証で明らかとなった課題や実態等を踏まえ、「第二ステージ」において講じる施策について意見交換を行うため、次回の全国プラットフォームを令和5年5月を目途に開催する。（内閣官房）

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体が連携して、都道府県・市町村のプラットフォームを「第一ステージ」に続き「第二ステージ」も開催し、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」と、「市町村プラットフォーム」が連携することで、各地域での福祉と就労をつなぎ、支援対象者の就労・社会参加を実現する。各都道府県プラットフォームの取組の一環として、オンラインと対面を適切に組み合わせながら、各地域において経済界と連携して企業説明会等を開催し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成、支援策の周知等に取り組むとともに

に、好事例の横展開を図る。

こうした取組を円滑に実施するため、都道府県労働局において、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた職場実習・体験の機会のコーディネートを着実に実施する。

また、市町村プラットフォームについては、引き続き、都道府県が出張相談や研修会等を通じて市町村の課題を把握しつつ、その取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、「第二ステージ」において設置自治体を拡大すべく、未設置の市町村に対し要請していく。さらに、例えば、ひきこもり状態にある方を市町村の相談窓口が居場所につなぐ、居場所の開設者がその利用者に軽作業を行う機会等を提供する、地域の商工会がひきこもり状態にある方に就労体験の機会を提供し、さらに別の支援機関が働き続けるためのフォローをするといった事例等をわかりやすく展開することにより、地域の関係機関の連携をさらに促し、プラットフォームの運営をより活性化していく。

これら地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者（当事者会）やその家族（家族会）の声を聞きながら、取組を推進していく。（厚生労働省）

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、地域就職氷河期世代支援加速化交付金（以下「交付金」という。）を活用し、引き続き先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を強力に後押しし、優良事例の横展開を推進する。

具体的には、SNSやオンラインの利用、臨床心理士・キャリアコンサルタントの配置による相談支援体制の構築、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減を図るための広域移動時の交通費の支給や就職を前提とした奨学金の返還支援、正社員化等に資する助成金への上乗せ支給、就職氷河期世代に特化した相談支援や就職説明会・マッチングセミナーの開催、求人開拓員による企業訪問、業務の切り出しによる短時間勤務やスモールビジネス（小商い）等の多様な働き方の提供、社会参加の場の創出等、地域の実情に応じたきめ細かな取組への支援等を実施するとともに、これらの先進的・積極的な取組事例について幅広く周知を図る。

また、「第一ステージ」における本交付金による支援の実施状況等を踏まえ、「第二ステージ」の初年度となる来年度の事業実施にあたり、地方自治体の事務的な負担を軽減するため、交付金の申請・交付に係る手続を

市区町村との間で直接行うこととするほか、これまでの事業実績を踏まえた就業者数等を事業目標として定めるとともに、自治体の KPI の設定に関して一定の考え方を示すなど、地方自治体に対する適切な支援を行う。

さらに、複数の地方自治体が連携した効果的・効率的な支援事業の実施を推進する。(内閣府)

2. 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

(1) きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立

① ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施

- 不安定就労者一人一人が置かれている課題・状況等に対応し、きめ細かな伴走型の就職相談・定着支援を強化するため、全国の主要なハローワークに専門窓口を設置している。ハローワーク全体の職業紹介により、令和2年度及び令和3年度の2年間において就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を正社員での就職に結びつけた件数が約20万件となっている実績等を踏まえ、「第二ステージ」の初年度となる来年度において、就職支援コーディネーターを112人から142人に増員し、更なる体制拡充を行い、事業所が多く立地する地域における求人開拓等の取組を強化する。また、ハローワークにおいて実施しているウェブ会議システムを用いた相談支援を拡充していくとともに、支援を行う職員等が円滑にオンラインによる相談対応に習熟できるよう引き続き取り組む。求職者のニーズも踏まえた求人開拓、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。(厚生労働省)

(2) 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

(Ⅰ業種ごとのきめ細かな就職支援等)

① 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成

- 以下の業種等において、新規就業者を確保・育成するための各種支援等を実施する。(国土交通省)

ア) 観光業

- 産学官連携の下、観光人材に必要な知識、技能を効果的に習得できる教育プログラムの作成、実践を行うモデル事業を実施し、産学連携協議会で検証の後、就職氷河期世代を含む多くの者が受講できるよう、周知・広域展開を図る。

イ) 自動車整備業

- 多様な働き方を可能とする労働条件の整備等をテーマとした経営者

向け「人材確保セミナー」を、関係団体の協力を得ながら国として毎年度一回以上実施し、未経験・無資格者の採用及び採用後の資格取得のための教育制度の促進、人材確保のための課題の整理、地域の事業者間連携による好取組事例の収集・展開等により、就職氷河期世代を含む多様な自動車整備人材受入のための環境整備を行う。

ウ) 建設業

- 就職氷河期世代を含めた多様な世代の建設技能のスキル向上のため、令和2年度に、建設業団体と連携を図りながら、特別講習の全国での実施や、インターネット上で利用可能な受講しやすい新プログラムの作成を行った。引き続き、当該特別講習で作成・使用した教材・プログラムを一般公開・提供し、職業訓練校や教育機関、建設業団体、事業者での活用を図るとともに、進捗状況のフォローアップを行う。

エ) 造船・船用工業

- 就職氷河期世代を含む幅広い世代のキャリアアップに向けたリカレント教育を行うため、地方協議会等において、事業者ニーズを踏まえ、造船工学新教材や造船技能研修センター等を活用した造船・船用工業分野での就労に必要な基礎的な知識、技能の習得と職場実習等を可能とする教育内容等について検討し、就職氷河期世代を含む多様な人材受入れの促進を図る。

オ) 船員等

- 就職氷河期世代を含む船員の経験のない者を雇用し、育成した事業者に対する助成や、船員の専門教育機関を卒業していない者が船舶の運航に関する資格を取得するための訓練を実施する事業者に対する補助等を行う。
- 就職氷河期世代を含め、高校卒業者を対象に、独立行政法人海技教育機構「海上技術短期大学校」にて、船舶の運航に必要な知識、技能、最新の機器の取扱いなどの訓練を行うとともに、船員としての就職を支援する。

② 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成

- 以下の業種において、就職氷河期世代の新規就業者を確保・育成する観点から、それぞれの事業趣旨を踏まえつつ、以下の施策を実施する。(農林水産省)

ア) 農業

- 就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農を支援するため、以下の施策を実施する。座学によるプログラムの一部はオンラインで実施しており、引き続きオンライン活用の取組を進めていく。
 - ・ 農山漁村地域における農繁期の手伝いや地域資源の保全等の様々な取組に就職氷河期世代を含む都市部等の多様な人材が関わることが

できる仕組みの構築等に対して支援する。

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間を後押しする資金、及び就農直後の経営確立に資する資金を交付する。
- ・ 農業法人等が労働環境を改善しつつ行う 49 歳以下の新規就業者への実践研修、新たな法人設立に向けた研修や、多様な人材の確保等や農業法人等による従業員等の派遣研修を支援する。
- ・ 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援する。
- ・ 就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援する。

イ) 林業

- 都道府県の認定を受けた林業経営体が新規就業者を雇用して行う以下の研修等を支援する。
 - ・ 林業への新規就業者の確保に向けた就業ガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用（3か月を上限）
 - ・ 新規就業者を林業作業士（フォレストワーカー）へと育成するための3年間の体系的な研修（集合研修とOJTの組合せ）
- 林業大学校等で学ぶ青年の就業準備を支援する。

ウ) 漁業

- 就職氷河期世代等多様な人材の新規就業と定着を促進するため、漁業への就業に向けた知識・技術の習得やインターンシップを支援するほか、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修などにより、就業準備から定着までを支援する。

③ 求職者支援訓練

- 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方が、職業訓練受講給付金を受給しながら受ける求職者支援訓練について、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、職業訓練の期間や時間に配慮した訓練コースの設定を行ってきたところ。今後、成長が見込まれるデジタル分野の訓練コースの設定を促進するなど、引き続き個々人の状況に応じた訓練の機会を提供する。（厚生労働省）

④ 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援

- 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業を業界団体に委託し、訓練と職場体験を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体

型の事業を令和4年度まで実施し、令和5年度はこれまでの施策の効果についてフォローアップを行う。(厚生労働省)

(ii キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等)

- ① **受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）**
 - 受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を実施する。(厚生労働省)

- ② **キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）の推進**
 - 「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。(厚生労働省)

- ③ **リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援**
 - 就職氷河期世代を含む幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた大学・専修学校等における出口一体型のリカレント教育を推進する観点から、それぞれの事業趣旨を踏まえつつ、以下の施策を実施する。また、令和4年度まで実施する施策について、令和5年度以降は政策効果のフォローアップ等を行う。(文部科学省)
 - ・ 全国の大学等において、デジタル・グリーン等成長分野を中心に、社会のニーズに合ったリカレントプログラムの開発を行い、オンラインと対面のプログラムを組み合わせ、集中的に提供する体制を整えることで、円滑な就職・転職を促進する。
 - ・ 放送大学において、インターネット配信公開講座等による数理・データサイエンス・AI人材の育成のための学修コンテンツなどの社会人等のニーズを踏まえたリカレント講座の提供を進める。
 - ・ 令和4年度においては、専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座の開発・実証を行っている。令和5年度以降は、新たに専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、専修学校の教育分野8分野において、受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のモデルコンテンツを開発するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行い、コンテンツが安定的・持続的に活用される体制を構築し、その成果の普及を図る。

- ・ 大学等においてリカレント教育や実践的な教育を担う実務家教員の育成に関する産学共同教育の場やプログラムを構築・提供し、持続的に社会の要請に応えられる産学共同人材育成システムを構築する。
 - ・ 女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、例えば女性が指導的地位に就く際に必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築する。加えて、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成する。
 - ・ 大学・専修学校等におけるリカレント講座の情報や支援情報等を総合的に発信するポータルサイト「マナパス」について、就職氷河期世代を含む社会人が学びに関する質問や情報発信、収集を行うことを可能とするオンラインコミュニティ機能を実装するなど、更なる整備を行う。
 - ・ 大学コンソーシアムや自治体等において、産官学金の対話の場（リカレント教育プラットフォーム）を構築し、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着を図る。
 - ・ リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施する。
 - ・ 産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、データから価値を創出し、ビジネス課題や社会課題に答えを出す人材を育成する事業を令和4年度まで行う。令和5年度以降は、本事業の成果を活用するとともに、施策の効果に関するフォローアップを行う。
 - ・ 大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルについて実証研究を行い、ガイドラインを策定して全国展開を図る事業を令和4年度まで行う。令和5年度以降はガイドラインの活用を促進するとともに、施策の効果に関するフォローアップを行う。
- 教員免許状を持つものの、教職への道を諦めざるを得なかった者等について、学び直しのためのオンライン講座の開発及び提供を行うとともに、授業観察・模擬授業等の実践的な教育講座を開講し、就職氷河期世代が教職を目指すための環境整備を行う事業を令和4年度まで行う。令和4年7月に教育免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、令和5年度以降は本事業の成果の普及に取り組むとともに、施策の効果に関するフォローアップ等を実施する。（文部科学省）

④ 地域の企業・産業のDX推進に必要なデジタル人材の育成・確保

- 地域の企業・産業のDX実現に必要なデジタル人材を育成・確保すべく、デジタル人材育成プラットフォームにおいて、ケーススタディ教育プログラムや地域企業と協働したオンライン研修プログラム等を運営すると

ともに、オンライン研修プログラムの伴走支援を含む地域内のデジタル人材育成のハブ機能の実証を行い、スキル見える化に向けたデジタルスキル標準の改訂及び同標準に紐づいた講座を一元的に提示する専用ポータルサイトの運営を行う。(経済産業省)

(3) 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

① 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース等）

- 就職氷河期世代の者のうち、正社員経験がない又は少なく、キャリア形成の機会がなかったこと等から正社員としての就職が困難な者を正社員として雇い入れた事業主への助成金について、令和4年度からは成長分野への雇入れを行う事業主に対して高額助成を行うコース（成長分野等人材確保・育成コース）を設け、さらに12月から同コースの対象を、人材育成及び賃金引き上げを行った事業主にも拡大したところであり、就職氷河期世代の人材育成や職場定着、処遇改善を更に促進する。(厚生労働省)

② トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

- 職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な就職氷河期世代を含む幅広い世代の求職者について、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成するトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について、対象労働者のうち、フリーターやニート等であってハローワーク等で個別支援を受けている者の年齢要件を就職氷河期世代に対応出来るよう見直しており、今後も本助成金の一層の利用を促進する。(厚生労働省)

③ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

- 就職氷河期世代を含め有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者について、正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して助成する。

人材開発支援助成金の特定の訓練の修了後に正社員化した場合に助成額の加算を行ってきたところ。さらに令和4年12月から、一部の訓練については加算額の引き上げ等を行ったところであり、今後も本助成金の一層の利用を促進する。(厚生労働省)

④ 人材開発支援助成金

- 事業主等が非正規雇用労働者を対象とした職業訓練を行った場合、訓練経費や賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金について、支給対象となる訓練期間の緩和等を行ってきたところ。

令和3年度において、経費助成限度額の上限を引き上げるとともに、事業主が正社員転換や処遇改善に取り組むインセンティブを強化するため、

正社員化の有無により助成率に差異を設けているところであり、引き続き事業主による本助成金を活用した職業訓練の実施を促進する。(厚生労働省)

⑤ 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大

- 不安定就労者・無業者のうち、就職氷河期世代を対象とした年齢限定の求人について、民間の職業紹介事業者を通じた求人募集などを厚生労働省令の改正により、令和4年度までの間、可能としてきたところ「第二ステージ」がスタートすることに伴い、本措置を令和6年度末まで延長し、引き続き、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大を推進する。(厚生労働省)

⑥ 採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施の推進

- 採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進するため、令和3年度に実施した調査により作成した「社会人インターンシップ事例集」の周知に取り組むなど、好事例の発信、横展開につなげていく。(内閣官房)

⑦ 中小企業による多様な形態・人材からの人材の確保・活用に向けた支援

- 中小企業の経営者に対する採用手法等の人材確保に係る講演・セミナーや、WEB や交流会等による求職者に対する企業の強み・職場環境などの魅力発信等を通じて、中小企業が就職氷河期世代を含む多様な人材を多様な形態で確保・活用できるようマッチングの支援を行う。講演・セミナーやマッチングイベントの一部をオンラインで実施しており、引き続きオンライン活用の取組を進めていく。(経済産業省)

⑧ 障害者や生活困窮者向けの農林水産業に関する技術習得研修等の支援

- 障害者や生活困窮者の農林水産業における雇用及び就労の促進に向け、農業法人や社会福祉法人等が行う、生産技術、加工技術を習得するための研修等に対して支援する。(農林水産省)

⑨ 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

- 就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方の多い都道府県労働局を選定し、成果連動型の民間委託事業を令和4年度まで実施する。令和5年度は、同事業の成果のフォローアップを行う。(厚生労働省)

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

- 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、自立相談支援機関の窓口におけるアウトリーチ支援員の配置により、相談支援に結び付けるための支援を行う。アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センター（以下、「地域支援センター」という。）や地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）、当事者団体・家族会等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日、時間外の相談、オンラインを活用した相談支援等を実施する。（厚生労働省）

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復した事例集を作成し、ひきこもり状態にある方やその家族への周知を図る。令和3年度以降、「ひきこもり VOICE STATION」の取組を通じ、国から地域社会に対し、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行っている。

令和5年度においても、全国各地でのキャラバン活動の実施等、地域社会に向けた普及啓発や情報発信を継続して行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。（厚生労働省）

③ 地域若者サポートステーションの支援の充実

- 全国177か所のサポステにおいて、支援対象を49歳にまで拡大しており、就職氷河期世代の方々の就労に向けて、その個別のニーズを踏まえながら、オンラインと対面を適切に組み合わせた支援を引き続き全国で推進するとともに、支援対象者の把握・働きかけを引き続き行えるよう、生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所、地域支援センター等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）を推進する。

また、オンラインを活用した支援も含め、サポステスタッフの就職氷河期世代支援のための対応力を向上させるため、中央レベルでの研修を引き続き実施する。（厚生労働省）

(2) 支援の輪の拡大

① 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

- 令和4年度は、これまで都道府県・指定都市に設置してきた地域支援センターを、指定都市以外の市及び町村にも設置可能にするとともに、新たに、支援体制の基礎となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設したところ。

また、都道府県による市町村のバックアップ機能の強化として、新たに、市町村と連携した地域支援センターのサテライトを設置する事業を創設するとともに、小規模市町村等に対し、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援事業を開始したところ。

さらに、市町村等が行うひきこもり支援体制構築を加速化するため、相談窓口設置や居場所づくりのスタートアップ等の際に必要な経費について支援する。

令和5年度においても、引き続き、これらの取組を促進し、地域におけるひきこもり支援体制の構築を推進する。(厚生労働省)

- 併せて、これまで取り組んできた以下のひきこもり支援施策についても引き続き推進する。(厚生労働省)
 - ・ 市町村域において、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、地域支援センターへの医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームの設置を促進し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、自立相談支援機関等と連携した当事者への直接支援を実施する。
 - ・ SNSや電話、メール等を用いたりリモートでのひきこもり当事者・経験者（ピアサポーター）等による支援を充実し、ひきこもり状態にある方が相談しやすい環境を整備する。
 - ・ 市町村域において、中高年のひきこもり状態にある方を始めとした当事者個々に適した居場所づくり等の社会参加の場を確保するほか、家族に対する、ひきこもり状態にある方と良好な関係を構築するための相談会や講習会等を実施する。

② ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援

- ひきこもり支援においては、相談窓口の拡大とあわせて、支援の質の充実が重要であることから、令和4年度は、新たに、地域支援センターの職員に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり状態にある方やその家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者の育成を行っている。

また、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援に関する内容を実施し、ひきこもり支援に携わる様々な機関における支援の質の担保を図る。

令和5年度においては、さらに、地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する専門的な研修を実施するとともに、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。

また、ひきこもり状態にある方にとっては、ひきこもり当事者・経験者との対話は安心感を得られるものであると考えられることから、引き続き、ひきこもり経験者や家族等のピアサポーターの育成に取り組む。(厚生労働省)

③ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業(令和3年4月施行)の実施を推進する。

重層的支援体制整備事業の具体的な内容は、(i)介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業を一体的に行う包括的相談支援事業、(ii)地域の社会資源に働きかけ、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための参加支援事業、(iii)地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う地域づくり事業を支援体制の柱とし、この体制を強化するための機能である、支援機関等の役割分担や支援調整を行う多機関協働事業と支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に一体的に取り組むものである。

併せて、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、重層的支援体制整備事業への移行準備事業や都道府県による市町村への後方支援等を行う。(厚生労働省)

④ ポスト青年期を過ぎようとしている者への円滑な対応に資する講習開催への支援等

- ポスト青年期を過ぎようとしている者への円滑な対応に資するよう、子ども・若者期と就職氷河期世代の年齢階層で途切れることのない重層的・継続的な支援の推進体制の整備をテーマとした講習の地方公共団体による開催を支援する。加えて、各地の子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センターの運営の中心となっている者が一堂に会する会合を開催し、当該テーマに関する協議や有用なノウハウの共有等を行う。(内閣府)

⑤ 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業につ

いて、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、引き続き、より多くの利用者受入れを推進する。

具体的な取組内容としては、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。都道府県は開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内の自立相談支援機関へ共有する。

その上で、都道府県や指定都市、中核市等は担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。

令和5年度においては、マッチング後の利用者と訓練先企業双方のフォローアップの充実を図り、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うためのモデル事業を実施する。(厚生労働省)

⑥ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施(広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等)、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。(厚生労働省)

⑦ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、令和4年度は全国5か所程度でモデル的に実施する。

また、事業成果(ノウハウ)を各自治体で広く活用できるよう事例集としてとりまとめを行う。令和5年度は、事例集の周知等、同事業のフォローアップを行う。(厚生労働省)

⑧ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代を対象に創設した技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための生活福祉資金貸付については、令和4年度まで事業を実施し、これまでの事業の検証結果を踏まえ、自立相談支援の推進を図る。

(厚生労働省)

⑨ 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

- 女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを活かした再就職・転職、役員・管理職への女性登用のパイプラインの構築等の女性活躍の取組や、様々な課題を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく取組、コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、アウトリーチ型の支援や、SNS相談等の相談体制の充実、互いに支え合う（ピアサポート）ことができるような居場所の提供、女性の貧困問題に係る実態把握等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方自治体が行う取組を支援する。(内閣府)

4. その他の取組

(1) 一人一人につながる戦略的な広報の展開

① 就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施

- 就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、様々な政府広報、厚生労働省就職氷河期世代支援特設サイト広報、インターネット広告、SNS広告、内閣官房就職氷河期世代支援推進室のTwitterアカウント等の各種メディアやツールを活用し、就職氷河期世代本人やその家族、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。(内閣官房・厚生労働省)

(2) 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策

① ふるさとワーキングホリデーの推進等

- ふるさとワーキングホリデーへの参加を契機に移住・転職等した過去の参加者の追跡調査を行ったうえで、就職氷河期世代に効果的に訴求する説明会やSNS等による広報を実施するほか、企業向け説明会を開催し、様々な業種の企業にふるさとワーキングホリデーへの参加を促すことで、就職氷河期世代の選択肢を増やし、地域住民との交流や地方での雇用機会の創出を確保する。

その他、地方への人の流れを創出する観点から以下の施策を実施する。
(総務省)

- ・ 地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体担当職員双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援する。
- ・ 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000 プロジェ

クト」の推進により、地域の雇用創出と消費拡大を更に促進する。

- ・ 移住・交流情報ガーデンにおいて、地方への移住、地域おこし協力隊への参加等に関する相談に対応するとともに、地域と多様に関わる者への情報提供を行う。

② 「地域の人事部」の推進

- 地域企業の人材獲得・育成・定着のため、民間事業者等が地方公共団体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、複数の地域企業に対し、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保や域内でのキャリアステップの構築等を一体として支援する「地域の人事部」を推進する。(経済産業省)

(3) テレワークの導入・定着の推進

① テレワークの導入・定着の推進

- 新型コロナウイルス感染症への対応方策として、多くの民間企業・団体がテレワークを経験した結果、マネジメント・コミュニケーション・生産性低下といった課題が表面化したことを踏まえ、民間企業・団体による自発的なテレワークを促進するため、テレワークの「質」にフォーカスし、テレワークの導入推進及び導入後の確実な定着に向けた施策支援を実施する。テレワーク導入を検討する企業等に専門家がアドバイスを行う事業については、相談対応やセミナーを主としてオンライン等で実施しており、引き続きオンライン活用の取組を進めていく。(総務省、厚生労働省)
- 上記のほか、政府全体としてテレワーク関連の様々な事業に総合的に取り組んでいく。

(4) 国家公務員・地方公務員等の中途採用の促進

① 国家公務員の中途採用の促進

- 就職氷河期世代の方々に意欲・能力をいかして活躍いただくとともに、組織の活性化を図る観点から、国家公務員の中途採用について、令和4年度までの3年間に加えて、令和5年度からの2年間の就職氷河期世代支援の「第二ステージ」において、政府を挙げて引き続き集中的に取り組む。経験者採用等の既存の中途採用の取組については着実に継続しつつ、令和2年度から新設した国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)を令和6年度まで継続し、引き続き国家公務員の中途採用を集中的に推進していく。(内閣官房、人事院)

② 地方公務員の中途採用の促進

- 地方公務員の中途採用については、就職氷河期世代支援のための採用試験の新たな実施、これまで実施してきた中途採用試験における受験資格の

上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などについて、引き続き、各地方自治体の実情に即して積極的に取り組むよう、各種の会議やヒアリング等を通じて要請する。

また、中途採用の状況について継続的にフォローアップを実施するとともに、地方自治体の就職氷河期世代支援を目的とした採用試験情報のホームページ掲載、好事例の提供等を行う。(総務省)

③ 独立行政法人等における中途採用の促進

- 国家公務員・地方公務員の中途採用の促進にあわせ、公的機関においても就職氷河期世代の積極的な採用の取組を行い、就職氷河期世代支援に対する社会全体の一層の気運醸成を行うため、各府省所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人における、令和5年度及び令和6年度の職員の中途採用にあたり、就職氷河期世代の積極的な採用を促進する。これによる実績のフォローアップを行うための方法について検討を行い、実施する。(内閣官房)

(5) 労使の取組

- 就職氷河期世代の活躍の場を広げるため、上記の政府の取組とともに、経済界や労働界においても、様々な取組を実施している。経済界においては、例えば、就職氷河期世代支援を団体の基本活動方針に盛り込む、HPや会議等で会員企業等に就職氷河期世代の積極的な採用を働きかける、就職氷河期世代も対象とした合同企業説明会を開催するなどの取組を通じて、就職氷河期世代の採用機会増大を図っている。また、労働界においては、相談のしやすさの観点からSNSを活用した労働相談を含め、無料の「なんでも労働相談ホットライン」による相談の受付、就職氷河期世代を包含しての地域における「良質で安定的な雇用の創出・確保」に関する取組への協力・支援(厚生労働省による「地域活性化雇用創造プロジェクト」)などの取組を行っている。

今後もインターンシップ等を活用した積極的な採用の促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた相談支援等の具体的取組を一層推進する。

- 以上に掲げる個別施策に関する予算措置の概要は、「別表」のとおりである。
- 令和5年度予算案に基づく施策・事業の施行時期については、特段の記載がない限り、令和5年度予算成立後、順次実施するものとする。

IV 実効性の確保のためのフォローアップ

- 骨太方針 2022 における就職氷河期世代支援の方針において「第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について 30 万人増やすことを目指す」と規定された。これは、就職氷河期世代の方々が置かれている状況は多様であり、お一人おひとりの希望も、就業を望まない場合もあり、就業を希望される場合も多様な就業形態があるという認識を前提として、不本意ながら非正規雇用で働く方々や正規雇用を目指して求職活動中である方々が希望どおり正規雇用で働く機会を得られるよう取り組むことが重要であるとの認識のもと設定されたものである。
- 正規の雇用者 30 万人増加の目標の進捗状況を評価するため、総務省「労働力調査」の調査票情報の特別集計を行って算出した「正規の職員・従業員」の計数を用いる。具体的には、就職氷河期世代の中心層について、支援プログラムによる本格的な支援策の実施前である 2019 年平均の正規の職員・従業員の数（916 万人）を基準値とし、5 年後の 2024 年平均の正規の職員・従業員の数、当該基準値から 30 万人増加していることを目標とする。
- 当該目標の進捗状況の評価に当たっては、単に「正規の職員・従業員」の人数の動向に着目するのではなく、就職氷河期世代の方々の実情やこれらの方々を取り巻く環境の変化も勘案して総合的に評価を行うことが必要である。例えば、このところ就職氷河期世代の役員が増加しているが、同世代の年齢が上がることに伴って正規雇用者から役員への移行が増加し、それが正規雇用者数を増加させにくい方向に作用する可能性があることや、正規雇用で働く機会を得る上での課題が増える可能性等が考えられ、こうした可能性がある実情の変化を勘案することも必要と考えられる。さらに、就業形態が多様化してきているほか、雇用情勢の変化も様々な就業形態の方々に影響を与えることから、不本意ながら非正規雇用で働く労働者や完全失業者の人数の動向と「正規の職員・従業員」の人数との関係などの評価も必要と考えられる。このため、今後、こうした実情や環境変化も勘案した総合的な評価とそれを踏まえた政策対応の在り方について検討を行い、適切に対応していく。
- また、健康面の不安や自信が持てないといった理由などのために長期にわたって就業も求職活動もしていない方や、長期にわたりひきこもり状態にある方をはじめ社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に対しては、一人でも多くの方々が、希望に応じ、そもそも働くことや社会参加ができるよう、雇用の場を含めて社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

- このため、上記の 30 万人増加の目標に係る、行動計画に盛り込んだ個別施策について、その進捗を極力定量的に把握するための具体的指標を設定する。毎年、全国プラットフォームにおいて、上記の 30 万人増加の目標に対応する正規雇用者数の動向を明らかにするとともに、社会参加に係る取組も含め、行動計画に盛り込んだ個別施策の取組状況のフォローアップを実施する。このフォローアップの結果を踏まえ、個別施策の見直しを行い、毎年度、行動計画の改定を行うこととする。これらを通じ、PDCAサイクルを回していく。
今回の行動計画の改定では、就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」や民間事業者ノウハウを活かした不安定就労者の就職支援など、これまでの実績が目標を大きく下回っている事業については見直しを行う一方で、令和 2 年度及び令和 3 年度において約 20 万件の正社員での就職を実現し、成果をあげているハローワークについては、就職氷河期世代専門窓口の体制強化を行うなど、施策の実施状況を踏まえた施策の見直し・拡充を行っている。
- 引き続き、個別施策の見直しに向けて、施策の効果を的確に評価することが可能となるよう、個別施策の支援先のデータの収集・整理に取り組むこととする。これにより、個別施策による支援先に関して年齢階層ごとの実績を明らかにすることなどを通じて、原則として就職氷河期世代を支援した実績とその他の世代を支援した実績を分けて明らかにするものとする。
- 関係府省は、引き続き、就職氷河期世代の実態を把握しつつ、相互に緊密な連携を取りながら、施策のメリハリのついた見直し・改善や、新たな施策の追加を含め、目標達成に向けての取組を継続的に充実・強化していく。施策の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

※「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30 代半ばから 40 代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等）¹や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて 3 年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも 50 万人²）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100 万人程度と見込む。この 3 年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30 万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（i）相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

¹ この結果、無業者、不安定就労者が多く、他の世代と比較して転職経験者の比率が高くなっている。

² 中心層の 35～44 歳で、現職の雇用形態（非正規雇用）についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者（総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成 30 年（2018 年）平均））。このほか、潜在的な正規雇用希望者も想定され、本プログラムの支援対象者に含まれる。

SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

地方自治体の無料職業紹介事業を活用したきめ細かなマッチングの仕組みを横展開する。

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等をつづけながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。

各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化する。

採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例を横展開する。

○民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる。

(ii) 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を

進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていく。

速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

※「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抄）

（就職氷河期世代支援）

就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、今年度までの 3 年間の集中取組期間に加え、2023 年度からの 2 年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。公務員等での採用を推進し¹、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について 30 万人増やすことを目指す。

¹ 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を 2024 年度まで継続するほか、既存の国家公務員の経験者採用等の取組も着実に継続する。地方でも、地方自治体の実情を踏まえた積極的な採用が行われるよう、国として要請していく。

就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023（案）

～個別施策に関する予算措置の概要～

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進			
○関係者で構成するプラットフォームの形成・活用			
就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等【継続】	就職氷河期世代の就労や社会参加の支援について、関係関係、有識者、地方公共団体、当事者・支援団体、労使団体の代表が集まり、当事者のニーズや課題について認識の共有を図るとともに、施策の実施状況に関するフォローアップや今後講じる施策等に関する意見交換等を行い、これにより、官民が協働して就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運の一層の醸成を図る。	就職氷河期世代支援の「第一ステージ」に続き、「第二ステージ」においても、全国プラットフォームを毎年開催し、PDCAサイクルを回しながら就職氷河期世代支援を推進する。 「第二ステージ」を含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。	-
就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援【継続】	都道府県プラットフォームの取組の一環として、各地域において、行政、経済団体等各界一体となって、就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運醸成、支援策の周知等に取り組むほか、雇入れ等に係る好事例の発信を実施する。	企業説明会等の開催や収集した好事例の発信等により、就職氷河期世代に対する支援の気運醸成を図る。	企業説明会等の開催や収集した好事例の発信等により、就職氷河期世代に対する支援の気運醸成を図る。
就職支援コーディネーター（人材開発支援分）【継続】	地域ごとのプラットフォームの取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県プラットフォームの事務局となる都道府県労働局に配置する。	地域の経済団体、支援機関、当事者等関係者のニーズを踏まえた職場実習・体験の機会のコーディネートを通じて、就職氷河期世代への支援を促進する。	地域の経済団体、支援機関、当事者等関係者のニーズを踏まえた職場実習・体験の機会のコーディネートを通じて、就職氷河期世代への支援を促進する。
都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援【継続】	都道府県による管内市区町村における「市町村プラットフォーム」の設置・運営への支援を目的とした出張相談や研修会の開催等の後方支援を実施し、市町村プラットフォームの設置・運営を促進する。	原則、令和4年度内の設置・運営を目指すとともに、好事例の発信を行うことで、取組の活性化を促す。	原則、令和3年度内の設置・運営を目指すとともに、好事例の発信を行うことで、取組の活性化を促す。
○地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援			
地域就職氷河期世代支援加速化交付金【拡充・継続】	就職氷河期世代の就労や社会参加に向け、関係者と連携しながら、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等に対する支援を加速化するとともに、優良事例を横展開する。	・各地方公共団体が実施する地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画（以下「交付金計画」という。）に基づく事業による就業者数8,000人（うち正規雇用4,000人）及び社会参加者数4,000人の達成 ・交付金計画において各地方公共団体が設定したKPIの達成 ※令和6年3月末までの交付金計画期間において75%の達成を目標	地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画において各地方公共団体が設定したKPIの達成 ※令和5年3月末までの交付金計画期間において75%の達成を目標
2. 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援			
○きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立			
ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援【拡充・継続】	不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、全国の主要なハローワークに専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。	予算成立後、速やかに決定予定	ハローワークの職業紹介で正社員に結びついた就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の件数：109,373人
○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立			
観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業【継続】	就職氷河期世代や女性等も含めた観光人材の育成が、産学官連携の下、各地域で行われることを目指し、以下の取組を実施。 ・観光庁作成のガイドラインを踏まえて地域・大学等が連携して取り組む、観光人材に必要な知識・技能を効果的に習得できる教育プログラムの作成・実践を目的としたモデル事業を採択・支援する。 ・モデル事業で作成・実践した教育プログラム等を産学連携協議会等で検証した上で、観光庁が周知、広域展開を図る。	・全国5地域程度においてモデル事業を実施し、その成果を観光庁のHP等で広く周知する。 ・産学連携協議会を5回程度実施。	全国5か所程度において、女性や就職氷河期世代等も含めた人材の確保、活用のモデル事業を実施し、課題と解決策のノウハウを全国へ展開をする。
自動車整備業における人材の確保・育成【継続】	多様な働き方ができる労働条件の整備等をテーマとした経営者向け「人材確保セミナー」における未経験・無資格者の採用及び採用後の資格取得のための教育制度の促進、人材確保のための課題の整理、地域の事業者間連携による好取組事例の収集・展開等により、就職氷河期世代を含む多様な自動車整備人材入りのための環境整備を行う。	経営者向け「人材確保セミナー」を毎年度1回以上実施。	経営者向け「人材確保セミナー」を毎年度1回以上実施。

(単位：百万円)

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度				令和元年度		担当府省部局課室名	
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額		当初予算額
1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進																
○関係者で構成するプラットフォームの形成・活用																
就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等【継続】	3	3	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	3 (内閣府予算 で計上)	-	-	内閣官房就職氷河期世代支援推進室 03-5253-2111 (内線32204、32210)
就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援【継続】	428	428	-	-	443	-	-	501	-	-	-	-	420	-	-	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成 支援担当参事官室 03-5253-1111 (内線5695)
就職支援コーディネーター(人材開発支援分)【継続】	483	483	-	-	493	-	-	812	-	-	-	-	813	-	-	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成 支援担当参事官室 03-5253-1111 (内線5695)
都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援【継続】	1,605	1,780	-	-	1,759	-	-	-	-	14,000の内数	-	-	-	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111 (内線2232、2219)
○地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援																
地域就職氷河期世代支援加速化交付金【拡充・継続】	-	1,200+事項 要求	3,000	-	-	-	3,000	-	-	3,000	-	-	-	3,000	-	内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室 03-5253-2111 (内線30935)
2. 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援																
○きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立																
ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援【拡充・継続】	1,899	1,899	-	-	1,790	-	-	1,660	-	54	-	-	1,490	70	-	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室 03-5253-1111 (内線5234)
○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立																
観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業【継続】	150の内数	150の内数	-	-	126の内数	-	-	119の内数	-	-	-	-	145の内数	-	-	観光庁参事官(観光人材政策)付 03-5253-8111 (内線27-507、512)
自動車整備業における人材の確保・育成【継続】	147の内数	478の内数	-	-	76の内数	-	-	83の内数	-	-	-	-	87の内数	-	51の内数	国土交通省自動車局整備課 03-5253-8111 (内線42426)

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
建設技能者のスキル向上のための特別講習【廃止】 ※特別講習は終了。特別講習で作成・使用した教材は引き続き一般公開している。	以下の取組により、就職氷河期世代を含めた多様な世代の建設技能のスキル向上を図る。 ・新たなプログラムも含む特別講習を実施（令和元年度～2年度）。 ・特別講習で作成・使用した教材・プログラムを一般公開・提供し、職業訓練校や教育機関、建設業団体、事業者での活用を図る（令和3年度以降）。	-	-
造船・船用工業における人材の確保・育成【継続】	造船・船用工業分野において、就職氷河期世代を含む幅広い世代に対するキャリアアップのためのリカレント教育を行うため、地方協議会等において、事業者ニーズを踏まえ、造船工学新教材や造船技能研修センター等を活用した造船・船用工業分野での就労に必要な基礎的な知識や技能の習得と職場実習等を可能とする教育内容等について検討し、就職氷河期世代を含む多様な人材受入の促進を図る。	地方協議会等を6回以上行い、就職氷河期世代の受入の促進を図る。	地方協議会等を6回以上行い、就職氷河期世代の受入の促進を図る。
船員の確保・育成のための対策【継続】	就職氷河期世代を含む船員の経験のない者を雇用し、育成した事業者に対する助成や、船員の専門教育機関を卒業していない者が船舶の運転に関する資格を取得するための訓練を実施する事業者に対する補助等を行う。	海運業（内航）における新規船員採用者数を平成30年度から令和9年度までの累計で10,000人以上とする。 ※就職氷河期世代も含む	海運業（内航）における新規船員採用者数を平成30年度から令和9年度までの累計で10,000人以上とする。 ※就職氷河期世代も含む
船員の教育と就職支援【継続】	就職氷河期世代を含め、高校卒業者を対象に、(独)海技教育機構「海上技術短期大学校」にて、船舶の運転に必要な知識、技能、最新の機器の取扱いなどの訓練を行うとともに、船員としての就職を支援する。	海技士の資格を有していない者について、船員としての就職を実現するための訓練の周知活動を全国11箇所以上で実施。	海技士の資格を有していない者、又は海技士の資格を取得したものの船員として業務を行っていない者について、船員としての就職を実現するための訓練の周知活動を全国11箇所以上で実施。
新規就農支援緊急対策事業【廃止】	・就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付。 ・就職氷河期世代やシニア世代を含む幅広い世代の就農を促進するため、農業大学校等におけるリカレント教育や新規就農向けの研修農場等の整備等地域における受入体制、50代の就農希望者を対象とする研修機関における研修を支援。	-	-
新規就農者確保加速化対策【廃止】	就職氷河期世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備への支援や、農業法人等における実践研修を支援。	-	-
農業人材力強化総合支援事業【継続】	・次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付。 ・農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修、新たな法人設立に向けた研修や、多様な人材の確保等や農業法人等による従業員等の派遣研修を支援。 ※継続分のみ ※令和4年度以降は、新規就農者育成総合対策において措置	・40代以下の農業従事者を40万人に拡大（令和5年度まで） ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農者の確保・育成	・40代以下の農業従事者を40万人に拡大（令和5年度まで） ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農者の確保・育成
新規就農者育成総合対策【継続】	・農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援 ・就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援	・40代以下の農業従事者を40万人に拡大（令和5年度まで） ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農者の確保・育成	・40代以下の農業従事者を40万人に拡大（令和5年度まで） ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就農者の確保・育成
新規就農者確保緊急対策【廃止】	就農準備を支援する資金の交付、雇用就農を促進するための農業法人等での実践研修、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農に関する情報発信の強化等の取組を支援。	-	・40代以下の農業従事者を40万人に拡大（令和5年度まで） ・就職氷河期世代やシニア世代を含む幅広い世代の新規就農者の確保・育成
森林・林業担い手育成対策のうち「緑の雇用」担い手確保支援事業及び緑の青年就業準備給付金事業【継続】	・都道府県の認定を受けた林業経営体が新規就業者を雇用して行う以下の研修等を支援。 ○林業への新規就業者の確保に向けた就業ガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用（3か月を上限）。 ○新規就業者を林業作業士（フォレストワーカー）へと育成するための3年間の体系的な研修（集合研修とOJTの組み合わせ）。 ・林業大学校等で学ぶ青年の就業準備を支援	新規就業者の確保（1,200人）の達成に向けて就職氷河期世代に対しても支援	新規就業者の確保（1,200人）の達成に向けて就職氷河期世代に対しても支援
経営体育成総合支援事業 漁業担い手確保緊急支援事業【継続】	就職氷河期世代等多様な人材の新規就業と定着を促進するため、漁業への就業に向けた知識・技術の習得やインターンシップを支援するほか、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修などにより、就業準備から定着までを支援。	新規就業者の確保（2,000人）の達成に向けて就職氷河期世代に対しても支援	新規就業者の確保（2,000人）の達成に向けて就職氷河期世代に対しても支援

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度				令和元年度		担当府省部局課室名	
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額		当初予算額
建設技能者のスキル向上のための特別講習【廃止】 ※特別講習は終了。特別講習で作成・使用した教材は引き続き一般公開している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40の内数	-	国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 03-5253-8111(内線24854)
造船・船用工業における人材の確保・育成【継続】	72の内数	100の内数	-	-	73の内数	-	-	92の内数	-	-	-	-	92の内数	-	83の内数	国土交通省海事局船舶産業課 03-5253-8111(内線:43638,43656)
船員の確保・育成のための対策【継続】	91の内数	111の内数	-	-	91の内数	-	-	115の内数	-	-	-	-	129の内数	-	119の内数	国土交通省海事局船員政策課 03-5253-8111(内線:45115)
船員の教育と就職支援【継続】	6,576の内数	7,531の内数	594の内数	-	6,795の内数	-	-	6,980の内数	-	-	-	-	7,093の内数	-	7,232の内数	国土交通省海事局海技課船員教育室 03-5253-8111(内線:45169,45173)
新規就農支援緊急対策事業【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,807の内数 ※水河期世代 の新規就農に に向けた研修の 支援は1,700	-	農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-8111(内線5190)
新規就農者確保加速化対策【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,440	-	-	-	-	-	農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-8111(内線5190)
農業人材強化総合支援事業【継続】	19,225の内数	22,356の内数	-	-	20,700の内数	-	-	20,501の内数	-	-	-	-	21,255の内数	-	21,003の内数	農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-8111(内線5190)
新規就農者育成総合対策【継続】	-	-	2,600の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-8111(内線5190)
新規就農者確保緊急対策【廃止】	-	-	-	-	-	-	2,900の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	農林水産省経営局就農・女性課 03-3502-8111(内線5190)
森林・林業担い手育成対策のうち「緑の雇用」担い手確保支援事業及び緑の青年就業準備給付金事業【継続】	4,453の内数	5,332の内数	228の内数	-	4,476の内数	-	283の内数	4,617の内数	-	235の内数	-	-	4,644の内数	200の内数	4,638の内数	林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室 03-3502-8111(内線6085)
経営体育成総合支援事業 漁業担い手確保緊急支援事業【継続】	498の内数	1,508の内数	250の内数	-	610の内数	-	116の内数	677の内数	-	104の内数	-	-	691の内数	100の内数	796の内数	水産庁漁政部企画課 03-3502-8111(内線6571)

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
求職者支援訓練【継続】	主に雇用保険を受給できない求職者に対して、訓練を受講する機会の提供等を行うことにより、早期の安定就職を支援する（職業訓練の期間や時間に配慮した訓練コース（実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格等を取ることができる訓練コース及びマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者等在職の方等を対象とした訓練コースについて、コース設定の要件緩和（訓練期間の下限3ヶ月を2ヶ月に緩和等）を令和2年3月から実施）や、今後、成長が見込まれるデジタル分野の訓練コースの設定を促進する。）。	参考：雇用保険適用就職率（基礎コースは58%、実践コースは63%） （令和4年度目標） ※制度全体の指標 ※令和5年度目標は、予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	雇用保険適用就職率（基礎コースは58%、実践コースは63%） ※制度全体の指標
就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」【廃止】	就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。	-	支援対象者：4,000人
受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）【新規】	受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。	受講生の特性に対応した教育訓練手法の構築から試行、普及促進までを民間事業者等に委託して実施し、普及促進を図る。	-
キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）の推進【拡充】	「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。 （※）キャリア形成サポートセンター事業の拡充	令和5年度の事業開始に向け、目標の検討等を進める。	-
「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習の職業訓練受講給付金の給付対象化【廃止】	就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」及び民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援における訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。	-	就職氷河期世代の方々が訓練等を安心して受講できるよう、関係機関等と連携して制度の周知を強化し、活用を促進する。
就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業【廃止】	教員免許を取得したもの、一度も教師としての勤務経験が無い社会人等のうち就職氷河期世代を対象にした、教職への転職、学校教育への参画に必要な知識・技能等を身に付けることができる講習を実施。	-	・開設講座数（10講座程度） ・当該講座の受講者数（令和4年度500名程度）
就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業【廃止】	非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等への支援として、大学等において即効性があり質の高い教育プログラムを提供することを通じて円滑な就職・転職を促進。	-	-
DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業【廃止】	就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・専門学校等において即効性があり質の高い教育プログラムを提供することを通じて円滑な就職・転職支援を実施。	-	・開発したプログラム数：60プログラム ・開発したプログラムの受講者数2,000名 ・プログラム受講者の就職・就業率80%
成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業【新規】	就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学等において社会のニーズに合ったプログラムを提供し円滑な就職・転職を支援。	・開発したプログラム数：60プログラム ・プログラム受講者の就職・在職率80%	-
放送大学の充実【拡充・継続】	数理・データサイエンス・AIに関するインターネット配信公開講座等のリカレント教育に資するコンテンツを制作・提供する。	数理・データサイエンス・AIの ・リテラシーレベル、応用基礎レベル、エキスパートレベルの講座（令和5年度からは計20講座の予定）を生涯学習支援番組として放送し、かつ、インターネット配信公開講座として提供。 ・講座について必要な講座だけを選び受講できるなど、学習を効率よく行える仕組みを構築する。 ・インターネット配信公開講座の受講者数を令和5年度までに7,000人以上とする。 ※就職氷河期世代も含む。	数理・データサイエンス・AIの ・リテラシーレベル、応用基礎レベル、エキスパートレベルの講座（計12講座）をBS231chで放送し、かつ、インターネット配信公開講座として提供。 ・社会人向けのリカレント教育プログラムや、ニーズの高い分野に関するエキスパートレベルの講座を新たに制作 ・インターネット配信公開講座の受講者数を令和4年度までに5,000人以上とする。 ※就職氷河期世代も含む。

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度					令和元年度		担当府省部局課室名
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額	当初予算額	
求職者支援訓練【継続】	10,915の内数	11,580の内数	0 (制度要求)	-	11,724の内数	-	-	11,494の内数	-	-	-	5,153の内数	6,233の内数	0 (制度要求)	6,943の内数	厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室 03-5253-1111（内線5600）
就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」【廃止】	-	-	-	-	2,603	-	-	2,745	-	-	-	-	3,465	-	-	厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付政策企画室 03-5253-1111（内線5963, 5929）
受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）【新規】	613の内数	613の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付政策企画室 03-5253-1111（内線5963, 5929）
キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）の推進【拡充】	2,193の内数	2,193の内数	-	-	1,484の内数	-	-	1,614の内数	-	-	-	-	1,762の内数	-	-	厚生労働省人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室 03-5253-1111（内線5188）
「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習の職業訓練受講給付金の給付対象化【廃止】	-	-	-	-	12,629の内数	-	0 (制度要求)	10,271の内数	-	-	-	4,163の内数	6,120の内数	-	-	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室 03-5253-1111（内線5273, 5336）
就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業【廃止】	-	-	-	-	61の内数	-	-	67の内数	-	-	-	-	-	111	-	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 03-5253-4111（内線3968）
就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,280の内数	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111（内線3253） 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 03-5253-4111（内線3709）
DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業【廃止】	-	-	-	-	-	-	1,550の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111（内線3466）
成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業【新規】	-	1,422の内数	1,741の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111（内線3466）
放送大学の充実【拡充・継続】	7,392の内数	7,614の内数	-	-	7,389の内数	-	-	7,386の内数	-	-	-	-	7,386の内数	-	7,631の内数	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111（内線3459）

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT-Pro) 【廃止】	社会人を主な対象とした情報技術分野を中心とする体系的で高度な実践教育プログラムを、産業界とのネットワークを活用しながら複数大学の協働により開発・実施。	-	-
超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業【廃止】	産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出す人材を育成。	-	・プログラムの社会人修了者数(令和4年度273名)
専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【廃止】	専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証。	-	・就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座のモデルプログラムを9箇所構築する ・合同講座の受講者数
専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業【新規】	専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、専修学校の教育分野8分野において、受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のモデルコンテンツを開発。また業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築し、その成果の普及を図る。	・専修学校と企業が共同で開発した学び直し講座への社会人受講者数：300人	-
持続的な産学共同人材育成システム構築事業【継続】	大学等において、企業等を超えたオープンイノベーションを促進するため、リカレント教育や実践的な教育を担う実務家教員の育成に関する産学共同教育の場やプログラムを提供するとともに、持続的に社会の要請に応えられる産学共同人材育成システムを構築。	・プログラム修了者数 (令和5年度315名)	・プログラム修了者数 (令和4年度315名)
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【継続】	関係機関との連携により、キャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等を支援し、女性の社会参画を促進。	・女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルプログラムを1箇所構築する ・受講者に対するアンケート調査において、「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者が80%以上	・女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルプログラムを2箇所構築する ・モデルプログラムの受講者数
大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築【廃止】	大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築及び全国展開。	-	・ガイドライン確定版を周知した大学・企業数*大学については全ての大学に周知を行う。 ・モデル構築により大学における社会人受講者数の割合を増加する
社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究【拡充・継続】	大学等におけるリカレント講座の情報や支援情報等を総合的に発信するポータルサイトについての更なる整備の推進。	・ポータルサイトに掲載している大学・専修学校等における社会人プログラムの講座数(令和5年度末:6,500件) ・就職氷河期世代を含む社会人が学びに関する質問や情報の発信・収集を行うことを可能とするオンラインコミュニティ機能を実装する	・ポータルサイトに掲載している大学・専修学校等における社会人プログラムの講座数(4,500件) ・就職氷河期世代向け講座検索用のチェックボックスの設置
地域ニーズに応える産官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業【新規】	大学コンソーシアムや自治体等において、産官学金の対話の場(リカレント教育プラットフォーム)を構築し、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化を図る。	・外部の有識者委員会によって地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化が見込まれると評価された委託先件数(10件)	-
リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業【新規】	リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施。	・調査を実施した社会人及び企業からの有効回答数(12,000件) ・リカレント教育の指標開発 ・労働者における自己啓発を行った者の割合の増加	-
地域未来DX投資促進事業(うち地域デジタル人材育成・確保推進事業)【継続】	地域の企業・産業のDX実現に必要なデジタル人材を育成・確保すべく、デジタル人材育成プラットフォームにおいて、以下の取組を実施。 ・スキルの見える化に向けたデジタルスキル標準の改訂及び同標準に紐づいた講座を一元的に提示する専用ポータルサイトを運営 ・ケーススタディ教育プログラムや地域企業と協働したオンライン研修プログラム等を運営するとともに、オンライン研修プログラムの伴走支援を含む地域内のデジタル人材育成のハブ機能の実証	・令和8年度までに、地域企業のDXを進められる人材(地域企業と協働したオンライン研修プログラム修了者)を1,300人育成することを目指す。	・実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築する。 ・令和8年度までに、地域企業のDXを進められる人材(課題解決型現場研修プログラム修了者)を1,300人育成することを目指す。
学びと社会の連携促進事業【廃止】 ※本事業のうち、就職氷河期世代支援にも関連する事業は令和2年度限りで終了。	課題を抱える地方の現場等を舞台とする社会課題を題材にし、社会人等を対象とする実践的能力開発プログラムの開発実証(課題設定・データ解析・効果測定等)を行う。	-	-
○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備			
特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)【継続】	正社員経験が無い又は少なく、キャリア形成の機会がなかったこと等から正社員としての就職が困難な者(失業中ではない非正規雇用労働者も対象)を雇い入れた事業主に対して助成を行う。	本助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が、助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下(令和4年度目標) ※令和5年度目標は、予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	本助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が、助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度				令和元年度		担当府省部局課室名	
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額		当初予算額
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT-Pro) 【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	110の内数	-	-	-	-	289の内数	-	308の内数	文部科学省高等教育局専門教育課 03-5253-4111 (内線4750)
超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業【廃止】	-	-	-	-	88の内数	-	-	175の内数	-	-	-	-	234の内数	-	234の内数	文部科学省高等教育局専門教育課 03-5253-4111 (内線4750)
専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【廃止】	-	-	-	-	77の内数	-	-	269の内数	-	-	-	-	425の内数	-	315の内数	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 03-5253-4111 (内線2938)
専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業【新規】	402の内数	404の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 03-5253-4111 (内線2938)
持続的な産学共同人材育成システム構築事業【継続】	107の内数	107の内数	-	-	202の内数	-	-	250の内数	-	-	-	-	280の内数	-	321の内数	文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 03-5253-4111 (内線2497)
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【継続】	21の内数	24の内数	-	-	24の内数	-	-	24の内数	-	-	-	-	34の内数	-	-	文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 03-5253-4111 (内線2654)
大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築【廃止】	-	-	-	-	22の内数	-	-	24の内数	-	-	-	-	16の内数	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111 (内線3466)
社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究【拡充・継続】	30の内数	35の内数	-	-	14の内数	-	-	17の内数	-	-	-	-	17の内数	-	17の内数	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111 (内線3466)
地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業【新規】	-	296の内数	296の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111 (内線3466)
リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業【新規】	-	77の内数	77の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 03-5253-4111 (内線3466)
地域未来DX投資促進事業（うち地域デジタル人材育成・確保推進事業）【継続】	1,540の内数	3,494の内数	-	-	1,587の内数	-	1,355の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 03-3501-2646 (内線3971)
学びと社会の連携促進事業【廃止】 ※本事業のうち、就職氷河期世代支援にも関連する事業は令和2年度限りで終了。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,309の内数	-	1,062の内数	経済産業省商務・サービスG 教育産業室 03-3580-3922 (内線4021)
○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備																
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）【継続】	1,170	1,170	-	-	2,123	-	-	1,431	-	-	-	-	1,300	0 (制度要求)	988	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 03-5253-1111 (内線5792)

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【新規】	就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する就職困難者を雇い入れる事業主に助成を行う。	本助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が、助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（令和4年度目標）※令和5年度目標は、予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	本助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が、助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【継続】	職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に対して助成を行う。	常用雇用移行率71.2%以上（令和4年度目標）※令和5年度目標は、予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	常用雇用移行率71.2%以上
キャリアアップ助成金（正社員化コース）【継続】	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して助成する。 ※年齢にかかわらず、就職氷河期世代以外も対象となる。	参考：正規雇用労働者等へ転換した労働者数（全年齢計）：109,000人（令和4年度目標） 令和5年度目標は、予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	正規雇用労働者等へ転換した労働者数（全年齢計）：109,000人（令和4年度目標）
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）（仮称）【継続】	正規雇用労働者に転換等をする目的で、有期契約労働者等に対して訓練を実施した事業主に対して訓練経費や賃金の一部等を助成する。	参考：①有期実習型訓練修了後に正規雇用労働者等（正規雇用労働者及び多様な正社員）となった者の割合が78%以上 ②本コースにより、有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換または処遇の改善が図られたとする事業主の割合が90%以上 ※令和5年度目標は予算が成立し、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	①有期実習型訓練修了後に正規雇用労働者等（正規雇用労働者及び多様な正社員）となった者の割合が78%以上 ②本コースにより、有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換または処遇の改善が図られたとする事業主の割合が90%以上
サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業費【廃止】 ※本事業は令和3年度限りで終了。	企業において必要となるセキュリティ人材の各種役割や求められるスキル・評価指標を明確化することで、人材のマッチングやキャリアアップを加速する。 また、就職氷河期世代を含む専門人材が、「ドローンやロボット掃除機などのIoT機器等の信頼性を検証する「ハイレベル検証サービス」に係る事業に従事し、キャリアアップにも繋げる。	-	-
中小企業・小規模事業者人材対策事業【継続】	セミナー等を通じて、中小企業が氷河期世代を含む多様な人材を多様な形態で確保・活用できるよう支援	・事業参加企業の満足度（意識変化等）90%以上を目指す。 ・参加企業のうち、自社のニーズに合った人材の求人チャレンジし、内定に至った割合20%以上を目指す。	・事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指す。 ・参加企業のうち、自社のニーズに合った人材の求人チャレンジし、内定に至った割合20%以上を目指す。
農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策（地域活性化型、農福連携型）【継続】	・障害者や生活困窮者の農林水産分野における雇用及び就労の促進に向け、農業法人や社会福祉法人が行う生産技術、加工技術を習得するための研修等に対して支援。（農福連携型） ・農山漁村地域における様々な取組に就職氷河期世代を含む地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築等に対して支援。（地域活性化型）	・農福連携に取り組む主体を令和6年度までに新たに3,000創出（農福連携等推進ビジョンにおける目標）	農福連携に取り組む主体を令和6年度までに新たに3,000創出（農福連携等推進ビジョンにおける目標）
民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援【継続】	特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。あわせて、当該訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。 ※令和5年度要求では、令和3年度、令和4年度支援開始分の後年度負担のみ行う。	-	支援対象者の期間の定めのない雇用での就職率 54.8%以上
3. 個々の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援			
○アウトリーチの展開			
アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【継続】	自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施する。	ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。	ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。
本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化【継続】	地域社会に向けたひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。	地域社会におけるひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。	地域社会におけるひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度				令和元年度		担当府省部局課室名	
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額		当初予算額
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【新規】	15,530の内数	12,689の内数	0 (制度要求)	-	15,042の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 03-5253-1111（内線5792）
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【継続】	449の内数	449の内数	-	-	403の内数	-	-	1,315の内数	-	-	-	-	1,202の内数	0 (制度要求)	1,081の内数	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 03-5253-1111（内線5792）
キャリアアップ助成金（正社員化コース）【継続】	77,142の内数	78,931の内数	0 (制度要求)	-	78,490の内数	-	25,058の内数	65,798の内数	-	0 (制度要求)	-	-	112,070の内数	-	87,616の内数	厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課 03-5253-1111（内線5268）
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）（仮称）【継続】	13,296の内数	13,296の内数	-	-	6,556の内数	-	10,607の内数	10,709の内数	-	98の内数	-	-	13,433の内数	-	7,443の内数	厚生労働省人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付企業内人材開発支援室 03-5253-1111（内線5933、5251、5313）
サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業費【廃止】 ※本事業は令和3年度限りで終了。	-	-	-	-	-	-	-	392の内数	-	-	-	-	405の内数	-	306の内数	経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課 03-3501-1253（内線3964）
中小企業・小規模事業者人材対策事業【継続】	820の内数	890の内数	-	-	840の内数	-	-	1,050の内数	-	-	-	-	1,170の内数	-	1,367の内数	中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763（内線5331）
農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策（地域活性化型、農福連携型）【継続】	9,070の内数	13,777の内数	-	-	9,752の内数	-	-	9,805の内数	-	-	-	-	9,805の内数	-	9,809の内数	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-8111 地域活性化型（内線5451） 農福連携型（内線5448）
民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援【継続】	387	387	-	-	1,910	-	-	2,891	-	-	-	-	1,305	-	-	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室 03-5253-1111（内線5234）
3. 個々の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援																
○アウトリーチの展開																
アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【継続】	733	1,171	-	-	1,171	-	-	3,168	-	-	-	-	3,168	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2879）
本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化【継続】	125	148	-	-	148	-	-	148	-	-	-	-	10	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2219）

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
若者等職業的自立支援推進事業（サポステ）【継続】	地域若者サポートステーション事業（サポステ）において、若年無業者への支援に加え、40歳代の無業者に対する相談体制の整備、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ展開を実施する。また、就職氷河期世代の方々の着実な就職等の実現を強力に支援するため、対象者の個別ニーズに対応した支援メニュー（オンラインによる相談支援含む）を複数年度に渡って実施する。	参考：地域若者サポートステーションの就職等率 65.8%（令和4年度目標） ※事業全体の指標 ※令和5年度目標は、令和4年度の実績が確定した後、速やかに決定予定。	地域若者サポートステーションの就職等率 65.8% ※事業全体の指標
○支援の輪の拡大			
身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実【拡充】	ひきこもり地域支援センターの設置を一般市区町村に拡大する等、市町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。	ひきこもり地域支援センターの設置を一般市区町村に拡大する等、市町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。	ひきこもり状態にある方が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、市町村におけるひきこもり支援体制を構築する。
ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化及び中高年の者を始め当事者個々に適した支援等の充実【継続】	より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。 市町村のひきこもりサポート事業において、中高年を始めとした当事者個々に適した居場所づくり等の取組を促進し、当事者やその家族への支援を充実する。	ひきこもりの状態にある方の社会参加を促進する。	ひきこもりの状態にある方の社会参加を促進する。
ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実【継続】	SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談などリモートでのひきこもり当事者（ピアサポーター）等による支援を充実する。	SNSや電話等を用いたひきこもり当事者等による支援を充実することにより、相談しやすい環境を整える。	SNSや電話等を用いたひきこもり当事者等による支援を充実することにより、相談しやすい環境を整える。
ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援【拡充】	ひきこもり地域支援センター職員等に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修等を実施し、良質な支援者を育成する。さらに、支援者自身をケアするための支援者への支援に取り組む。	ひきこもり地域支援センター職員等に対して研修を実施し、良質な支援者を育成するとともに、支援者自身をケアするための支援者支援に取り組む。	ひきこもり地域支援センター職員に対して研修を実施し、良質な支援者を育成する。
8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進（地域共生社会の実現に向けた取組）【継続】	市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。また、本事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。	市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進する。	市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進する。
地域におけるこども・若者支援体制の整備推進【継続】 ※下記「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」における取組を本事業において実施。	1 こども・若者期と就職氷河期世代の年齢階層で途切れることのない重層的・継続的な支援の推進体制の整備をテーマとした講習を実施。 2 各地において子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、関係府省による施策説明、各地の協議会・センターが抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等（協議会・センター全国サミット）を実施。	こども・若者期と就職氷河期世代の年齢階層で途切れることのない重層的・継続的な支援の推進体制の整備をテーマとした講習を15地域で実施し、協議会・センター全国サミットを1回開催する。	子供・若者期と就職氷河期世代の年齢階層で途切れることのない重層的・継続的な支援の推進体制の整備をテーマとした講習を15地域で実施し、協議会・センター全国サミットを1回開催する。
子ども・若者総合相談センター強化推進事業【廃止】	1 地方公共団体による、ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習の実施を支援する。 2 地方公共団体や子ども・若者総合相談センターの職員を対象に、同センターの機能向上に必要なノウハウを共有するための会合を開催する。	-	-
地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進【拡充・継続】	ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。 自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい指定都市、中核市において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等の開拓・マッチングを行う。	ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。	ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。
就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進【継続】	市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通じて、就労準備支援等の実施体制の整備を促進する。	就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考として30か所程度でモデル的に実施し、ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。	就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考として30か所程度でモデル的に実施し、ひきこもり状態にある者など生活困窮者に対する早期の支援実施や自立支援・就労支援の強化を図る。
農業分野等との連携強化モデル事業【廃止】	農業体験等の受け入れ可能な事業者の情報を都道府県単位で集約し自立相談支援機関への提供・利用希望者とのマッチングを行う、農業分野等との連携強化モデル事業を実施する。	-	全国5箇所程度でモデル事業し、中長期的に、現場実践における農福連携を推進し、生活困窮者支援における就労支援の拡充を図る。
技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進【廃止】	技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。	-	就職氷河期世代等低所得者の国家資格等の取得による自立を推進する。

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度				令和元年度		担当府省部局課室名	
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額		当初予算額
若者等職業的自立支援推進事業（サポステ）【継続】	1,348	1,378	-	-	1,315	-	-	1,572	-	-	-	-	1,626	-	1,053	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 03-5253-1111（内線5937）
	3,404	3,424	-	-	3,359	-	-	3,595	-	-	-	-	3,673	-	2,919	
○支援の輪の拡大																
身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実【拡充】			5,896の内数			-	6,094の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2219）
ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化及び中高年の者を始め当事者個々に適した支援等の充実【継続】	1,605（再掲）	1,780（再掲）	-	-	1,759（再掲）	-	-	1,151	-	-	-	-	1,151	450	43,815の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2219）
ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実【継続】			-	-		-	-	-	-	14,000の内数	-	-	-	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2219）
ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援【拡充】	159	164	-	-	139	-	-	124	-	-	-	-	124	-	117	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 代表：03-5253-1111（内線2232、2224）
8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進（地域共生社会の実現に向けた取組）【継続】	79,874の内数	82,388の内数	-	-	77,038の内数	-	-	60,860の内数	-	-	-	-	48,706の内数	-	43,815の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2893）
地域におけるこども・若者支援体制の整備推進【継続】 ※下記「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」における取組を本事業において実施。	54の内数	54の内数	-	-	54の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年支援担当） 03-5253-2111（内線38247）
子ども・若者総合相談センター強化推進事業【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	33の内数	-	-	-	-	29の内数	-	27の内数	内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年支援担当） 03-5253-2111（内線38247）
地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進【拡充・継続】	104	239	-	-	104	-	-	329	-	-	-	-	329	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2234）
						-	-	-	-	14,000の内数	-	-	-	-	-	-
就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【継続】	32	75	-	-	75	-	-	582	-	-	-	-	582	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2879）
農業分野等との連携強化モデル事業【廃止】	-	-	-	-	102	-	-	102	-	-	-	-	102	-	-	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2234）
技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進【廃止】	-	-	-	-	215	-	-	215	-	-	-	-	215	1,244	43,628の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111（内線2232、2879）

施策・事業名	施策・事業の概要	施策・事業の目標	
		新行動計画2023	行動計画2021
地域女性活躍推進交付金【継続】	女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを活かした再就職・転職、役員・管理職への女性登用のパイプラインの構築等の女性活躍の取組や、様々な課題を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく取組、コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、アウトリーチ型の支援や、SNS相談等の相談体制の充実、互いに支え合う（ピアサポート）ことができるような居場所の提供、女性の貧困問題に係る実態把握等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を支援する。	女性の活躍推進、女性デジタル人材・女性起業家の育成支援の取組や課題・困難を抱える女性の就労等につなげる取組等、地域の実情に応じた地方公共団体の取組が推進されること。	女性の活躍推進の取組や課題・困難を抱える女性の就労等につなげる取組等、地域の実情に応じた地方公共団体の取組が推進されること。
4. その他の取組			
○一人一人につながる戦略的な広報の展開			
就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施【継続】	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその保護者等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。	国の支援策について、インターネット広告等の様々なルートを通じた広報を実施することにより、就職氷河期世代に対する支援の気運醸成を図る。	国の支援策について、インターネット広告等の様々なルートを通じた広報を実施することにより、就職氷河期世代に対する支援の気運醸成を図る。
○地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策			
ふるさとワーキングホリデー推進事業【継続】	都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」を推進するため、説明会や総合広報を実施	説明会やSNS等による広報の実施により、地域住民との交流や地方での雇用機会の創出を推進。	説明会やSNS等による広報の実施により、地域住民との交流や地方での雇用機会の創出を推進。
地域おこし協力隊【継続】	地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体担当職員双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援	令和8年度に隊員数10,000人 ※就職氷河期世代に限った目標ではない。	令和6年度に隊員数8,000人 ※就職氷河期世代に限った目標ではない。
ローカル10,000プロジェクト【継続】	産学官の連携により、地域の資源を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」の推進により、地域の雇用創出と消費拡大を更に促進	地域の雇用創出と消費拡大を更に促進	地域の雇用創出と消費拡大を更に促進
移住・交流情報ガーデン【継続】	移住・交流情報ガーデンにおいて、地方への移住、地域おこし協力隊への参加等に関する相談に対応するとともに、地域と多様に関わる者への情報提供を行う。	地方公共団体へのあっせん件数：年間11,000件 ※就職氷河期世代に限った目標ではない。	地方公共団体へのあっせん件数：年間11,000件 ※就職氷河期世代に限った目標ではない。
地域未来デジタル・人材投資促進事業【廃止】	地方の中堅企業等による若者人材の求人手法を高度化すべく、自社分析、採用・育成戦略から、多様な求人ツールの活用、リモートセミナー・面接等まで、一気通貫で総合支援を行う。創出される先進事例は、広報コンテンツを通じて周知啓発し、横展開を図る。	-	-
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（うち地域戦略人材確保等実証事業）【継続】	民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等を行う総合的な取組に補助を行う。	地域における人材の獲得・育成・定着を行う取組の継続率を令和8年度に70%を目指します。 ※継続：補助事業終了年度の翌年度から2年間を経ても事業が継続していること	予算活用事業者のうち、事業終了後も自立的に事業継続している事業者の割合を50%以上とする。
○テレワークの導入・定着の推進			
テレワーク普及展開推進事業【継続】	時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能にするテレワークの普及啓発	令和5年度にテレワーク導入率に関する新たなKPIを設定予定	令和2年（2020年）のテレワーク導入企業率は47.5%であり、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ、テレワークの普及を推進してまいります。
地域IoT実装・共同利用総合支援施策【廃止】	地域課題解決に資するテレワーク環境実現のためのサテライトオフィス整備等への支援	-	-
雇用型テレワークの導入支援【継続】	テレワークの導入・定着を進めるため、関係省庁と連携し、労務管理やICTなどの課題についてワンストップで相談できる窓口を設置するとともに、中小企業事業主に対するテレワークの導入に要した経費の助成、テレワークガイドラインの周知広報、一元的な総合ポータルサイトによる情報発信等の支援を行う。	新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ政府目標が設定される見込み	新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ政府目標が設定される見込み
○国家公務員の中途採用の促進			
国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施【継続】	令和5年度・令和6年度においても引き続き就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験のうち能力実証等の一部を実施することが人事院に要請されたことを踏まえ、同選考試験の募集、第1次選考（基礎能力試験及び作文試験）等を実施する。	-	-

施策・事業名	令和5年度		令和4年度			令和3年度			令和2年度					令和元年度		担当府省部局課室名
	予算案額	概算要求額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	予備費	補正予算額	当初予算額	予備費	3次補正予算額	2次補正予算額	1次補正予算額	当初予算額	補正予算額	当初予算額	
地域女性活躍推進交付金【継続】	275の内数	971の内数	675の内数	-	300の内数	-	525の内数 (全額翌年度へ繰越)	150の内数 (10翌年度へ繰越)	1,350の内数 (全額翌年度へ繰越)	150の内数 (全額翌年度へ繰越)	-	-	150の内数 (20翌年度へ繰越)	150の内数 (全額翌年度へ繰越)	150の内数	内閣府男女共同参画局総務課 03-5253-2111(内線37516)
4. その他の取組																
○一人一人につながる戦略的な広報の展開																
就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施【継続】	87	87	-	-	90	-	-	136	-	-	-	-	136	-	-	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 03-5253-1111(内線5695)
○地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策																
ふるさとワーキングホリデー推進事業【継続】	30の内数	40の内数	-	-	30の内数	-	-	30の内数	-	-	-	-	41の内数	10	51の内数	総務省地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5111(内線5523)
地域おこし協力隊【継続】	208の内数	250の内数	-	-	244の内数	-	-	146の内数	-	-	-	-	154の内数	-	150の内数	総務省地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5111(内線5394)
ローカル10,000プロジェクト【継続】	580の内数	1,300の内数	-	-	500の内数	-	-	700の内数	-	-	-	-	900の内数	-	1,000の内数	総務省地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5111(内線5523)
移住・交流情報ガーデン【継続】	93の内数	93の内数	-	-	93の内数	-	-	93の内数	-	-	-	-	93の内数	-	93の内数	総務省地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5111(内線5392)
地域未来デジタル・人材投資促進事業【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	1,168の内数	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省地域経済産業グループ地域経済活性化戦略室 03-3501-1697(内線2751)
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業(うち地域戦略人材確保等実証事業)【継続】	770の内数	840の内数	-	-	650の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省地域経済産業グループ地域経済活性化戦略室 03-3501-1697(内線2751)
○テレワークの導入・定着の推進																
テレワーク普及展開推進事業【継続】	255の内数	710の内数	205の内数	-	261の内数	-	-	258の内数	-	-	308の内数	349の内数	248の内数	-	179の内数	総務省情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5111(内線5819)
地域IoT実装・共同利用総合支援施策【廃止】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400の内数	-	-	総務省情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5111(内線5756)
雇用型テレワークの導入支援【継続】	558の内数	558の内数	-	-	1,939の内数	-	0 (制度要求)	2,817の内数 2,254流用	2,113の内数	-	3,295の内数	506の内数	311の内数	-	282の内数	厚生労働省雇用環境・均等局 在宅労働課 03-5253-1111(内線7873)
○国家公務員の中途採用の促進																
国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)の実施【継続】	10	10	-	-	17	-	-	74	-	-	-	-	-	-	-	人事院人材局企画課制度班 03-5253-5311(内線2311)